

リスクマネーの重要性

研究員 三田 剛

「日本は1,400兆円にのぼる個人金融資産を効率的に資金配分していない」という声  
が、しばしば聞かれる。もともと一般的な上場株式への投資金額も大きくないが、ベン  
チャーキャピタル(VC)、企業再生ファンド、ヘッジ・ファンドのような、上場株式より  
もハイリスク・ハイリターンリスク資産に投資する「リスクマネー」はさらに少ない  
(表1)。

表1: 日米の個人金融資産構成比(2000年)

	現金 定期預金	保険・信託	年金	株式	債券	投資信託	その他
日本	54.9%	20.4%	9.7%	6.6%	1.9%	2.4%	4.0%
米国	10.6%	5.6%	27.1%	21.0%	6.5%	12.1%	17.1%

出所: 日銀金融経済統計

こうしたリスクマネーが少ないことは、決して好ましい環境とはいえない。  
最近になって漸く日本でも企業再生ファンドが設立されるようになったが、企業再生フ  
ァンドがもっと普及していれば、過剰債務に苦しむ企業の債務整理が促進されて、不良  
債権問題がこんなに深刻化することはなかったかもしれない。

日本のVCは8割強が金融機関傘下でサラリーマン化しており、専門の審査能力も十分  
備わっているとは言えず、大手のVC一社が断ると右に倣えとばかりに次々に断られる  
案件が後を絶たない。株式市場の時価総額が300兆円などと言われる一方で、VCの投  
資残高は1兆円程度に留まっており、将来有望な成長企業に資金が十分に還流されず、  
経済成長を抑制させている。米国のようなエンジェルを増やすために、エンジェル税制  
(注1)が97年に導入されたのはよかったが、個人レベルでは好ましい投資案件を見つけ  
ること自体が難しいであろう。

個人投資家にVCへの投資を促進させると同時に、VCが柔軟に機動的に活動できる  
環境を整える取組みや、個人投資家にヘッジ・ファンドのファンド・オブ・ファンズ  
のような投資信託への投資を促進させる取組みがもっと積極的になされてもいいのでは  
なかろうか。

まず関係当局は、会計や税制の改正に着手する必要がある。今年4月から、個人投資家  
がVCを通じて行った株式投資についてもエンジェル税制が適用されるようになったの  
は一步前進である。これに留まらず、VCの事業の機動性をあげるために、投資損失に  
対する引当金を無税化させることや、個人投資家がリスクテイクして投資信託を購入し

やすくするために、課税対象額から投資信託に関わる売却損や評価損を控除するような税制改正は不可欠であろう。

一方機関投資家として、VCは専門的な審査能力を備えた人材開発はもちろんのこと、株式投資だけに留まらず投資先企業に役員を派遣・紹介して経営をサポートする働きかけが必要であろう。投資信託会社や投資信託の販売会社である証券会社、販売窓口となる銀行等の金融機関は、情報開示に消極的なヘッジ・ファンドに対して積極的に働きかけて、個人投資家に一層充実した情報を提供する取組みが求められる。

そして最後に個人投資家は、リスクマネーは投資直後にキャッシュインフローを期待できず、数年後に大きなキャピタルゲインを得られることが多いことを正しく理解し、長期運用の手段として投資することをはっきり認識しなければならない。目先の収益があがらないことに嫌気してすぐ解約するような反応を doing は、リスクマネーは健全に発展することはできない。

(注 1) 創業 10 年以下の未上場企業(大企業の子会社を除く)など一定要件を満たした企業の株式売買で、利益が生じた場合は当該利益を 1/4 に、損失が生じた場合は 3 年間繰越できる特例の課税制度。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>